

## セーフティネット保証4号の指定について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、当地域がセーフティネット保証4号の対象として、国から指定されることとなりました。

これを受け、セーフティネット保証4号に関する市区町村長の認定を受けた方は、下記の本市融資制度のご利用が可能となりますので、お知らせします。

### 記

区 分	内 容
制度名	経営安定資金（経済変動対策資金）
対象者	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法（セーフティネット）第4号の認定を受けていること。
限度額	1億円
資金使途	設備・運転
融資期間・利率	3年以内・1.1%、5年以内・1.2%、7年以内・1.3%、10年以内・1.4%
保証料率	0.79%
申込先	取扱金融機関の市内各店舗、名古屋市信用保証協会又は名古屋市中小企業振興センター

※4号関係のみ抜粋

※本店所在地が名古屋市内にある法人の方及び主たる事業所の所在地が名古屋市内にある個人の方については、名古屋市中小企業振興センターで認定を行っています（別途、名古屋市信用保証協会と取扱金融機関の金融上の審査があります）。

(参考) セーフティネット保証4号について

区 分	内 容
制度概要	自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度
対象中小企業者	○指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること ○災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

※今回は、47都道府県全地域が指定されます。